

# にしかわ・ねっと ～保健医療福祉～

「にしかわ・ねっと～保健医療福祉～」は、地域の居宅介護支援事業所の協力のもと、西川地域の保健医療福祉関係者の話し合いの場として定期的に開催しています



**さとう歯科医院の佐藤圭一先生を中心に、「歯、口腔」をテーマに情報交換**

25年10月11日 19:00～20:30

西川健康センター和室にて

参加者 計19名

〔歯科医師1名、病院医師1名、居宅ケアマネ7名  
グループホーム2名（管理者、ケアマネ）  
訪問看護ステーション3名、病院医療相談員1名  
巻地域保健福祉センター2名、包括2名〕

佐藤先生から「訪問歯科診療の流れ」、「新潟市の訪問歯科検診・診療事業」について説明していただいたあと、質疑応答を中心に情報交換をおこないました。

あらためて、歯科がかかわることで患者さん、利用者さんのQOLが大きく向上することがわかり、もっともっと歯科医の先生とつながっていかねばと強く感じました。<sup>わきあいあい</sup>和気藹々とした雰囲気の中でたくさんの質問があり、多くの情報を共有できたと同時に、いくつかの課題が明らかになりました。

## 【訪問歯科診療の現状】

### ○歯科につなぐ必要性の判断

まだまだハードルが高い？もっと早期から歯科医が介入していくことが必要。悪化してどうしようもなくなってやっとつながることが多い。「ちょっと歯医者に診てもらおうか」のレベルで歯科医につないでほしい。治療の必要性は歯科医が判断する。

### ○誤嚥性肺炎のリスク高い人、口腔内トラブル

訪問→衛生指導→口腔ケアとかかわることができる。プロの口腔ケアは有効である。

### ○摂食（嚥下）機能訓練

歯科医、歯科衛生士は教育を受けていないので、スキルの有無は個人で異なる。咀嚼は明らかに歯科の分野。むずかしく考えず気軽に歯科に相談してほしい。この9月から西蒲中央病院訪問看護ステーションよりSTの訪問ができるようになった。

### ○住民の意識（歯、お口の健康について）が低い

## 【連携上の課題】

### 課題1 歯科医とケアマネとの連携がとれていない

現状では患者の居宅療養管理指導の利用はないか非常に少ない。歯科医と医師との関係はできている。ケアマネと顔の見える関係をつくる、文書・FAXなどでコンタクトをとっていくことが必要。

### 課題2 入退院時の連携

入退院をきっかけに歯や口腔の状態が悪化することが非常に多い。入院早期より歯科と病院がコンタクトをとれるような体制が必要。

退院時カンファレンス、歯科医が出席できるような報酬上の仕組みはある。時間的に難しい部分もあるが、やっていかなければならない。

### 課題3 支援スタッフとの連携

訪問看護師や介護スタッフとコンタクトもこれから行われていかなければならない。（たとえば入れ歯の調節、口腔ケア、etc.）

# 「訪問歯科診療の流れ」 佐藤先生がまとめてくださいました

## 1 訪問歯科診療の依頼

長年通っていた歯科医から治療してもらう

訪問診療に慣れている歯科医から治療してもらう

患者（利用者）からの依頼

患者本人 家族よりの依頼

ケアマネ等からの依頼

かかりつけ医からの依頼

訪問歯科健診の利用

歯科医師会等への問い合わせ

## 2 訪問歯科医が決まったら

### a 訪問日時の調整

デイサービス等の利用状況

家族が在宅の時間は？

### b 訪問 歯科治療

#### 1 初回の訪問 初回に用意するもの

保険証、介護保険証、障害者手帳等

お薬手帳 お医者さんからのお薬の紙

お医者さんの検査の紙 血液検査の結果

その他 日常の状態体の状態がわかる資料

#### 2 毎回必要なもの

電源コンセント、うがいのコップ

受ける容器

手洗い（洗面台）

#### 3 治療場所 姿勢

ベットの上で

歯科医はギャジベット上ベットの左右から

又はベット上 頭の側に立つ

車椅子上 椅子で

歯科医は右後ろに立ち治療を行う場合が多い

出来るだけ明るい場所

周りで少し動ける場所

## → 4 治療時間

20分程度か（状態によってかわる）

## 5 会計 支払い

原則 保険診療

訪問診療料は一回1000点程度

交通費は別途

診療代は診療室と同じ

認知症などで抑制等が必要な場合は1.5倍

## 6 介護保険は？

居宅療養管理 500単位

歯科衛生士の居宅療養管理 350単位

## 歯科医がお宅にうかがいます《訪問歯科診療》

### 通院が困難な方

お口にトラブル(痛み 出血 口臭)がある方

義歯の具合が悪い方

むし歯の穴がある 歯が無い方

その他 お口のトラブル 食事 嚥下の

問題 が気になる方

## 新潟市の訪問歯科検診・診療事業

対象：通院により歯科治療や指導を受ける

ことが困難な人で、在宅のねたきり

者、在宅心身障がい者及び在宅知的

障がい者（療育手帳A所有者）

費用：検診は無料（市が負担）

治療は原則保険診療

問い合わせ・申込み先：

西蒲区役所健康増進係

0256-72-8372

お忙しい中、参加していただき、ありがとうございました。次回のにしかわ・ねっと～保健医療福祉は  
26年1月17日(金)19:00～開催予定です。

小林 祐介 田地野 亜紀子